



Center News No.34 2002.3.4

<http://www.cc.saga-u.ac.jp/>

問い合わせ：業務室(8592)

センター相談：3202

月～金 12:15～16:15

1. インターネットを利用した著作権侵害行為に対する注意について
2. 新種ウイルスに対する注意について

1. インターネットを利用した著作権侵害行為に対する注意について

昨年11月にインターネットを利用して直接データを送受信することが可能なソフト「WinMx」を使って、不正コピーされたソフトやデータを送受信していたとして学生2人が著作権侵害行為で逮捕されています。

本学でも学外から「佐賀大学内のネットワークから「WinMx」を使って問題のあるデータの送受信を行っている者がいる」と注意を受けました。

日本では、昭和61年に著作権法改正でサーバからのオンデマンド型の送信に対する法整備を行ったほか、平成9年には、実際の送信が行われていなくても、著作物を無断で送信可能な状態に置くこと(送信可能化)だけで著作権の侵害になることを明確に規定しています。

学情センターでは、学外と「WinMx」によるデータの送受信ができないようなさまざまな対策を行っていますが、完全に防ぐことはできません。

研究室等でも著作権侵害行為になるようなインターネットの利用を行わないように学生等に対し指導をお願いします。

2. 新種ウイルスに対する注意について

2月に入り新種ウイルスが35個も発見されており、学情センターにはウイルスに感染したユーザからの相談やNorton AntiVirusの貸し出しも増えています。

不審な電子メールや知り合いからの電子メールなどに添付されているファイルは不用意に開かないようにご注意ください。なお、学情センターでは、Norton AntiVirusの貸し出しを行っていますので、ウイルス対策にご利用下さい。

新種ウイルスについては、<http://www.symantec.com/> を参照して下さい。